

2 申請方法等

受験上の配慮の申請は、(1)出願前に申請する方法（出願前申請）と、(2)出願時に申請する方法（出願時申請）の2つがあります。なお、申請に当たっては、以下のことに留意してください。

- 申請に当たっては、障害等の種類と程度や希望する配慮によって、必要な提出書類が異なります。詳細は「提出書類の組合せ」（→35 ページ）を確認してください。
- 希望する受験上の配慮によっては審査に時間がかかる場合もあるため、受験上の配慮を希望する場合は、できるだけ出願前に申請してください。
- 出願前に審査結果の通知を希望する場合は、9月5日（木）（消印有効）までに申請してください。配慮の可否は、9月下旬までに「受験上の配慮事項審査結果通知書」により通知します。
- 受験上の配慮申請書は、必ずコピーを取り、原本を提出し、コピーは大切に保管しておいてください。
- 提出書類に不備がある場合は審査が行えず、不受理又は不許可となることがあるため、提出に当たっては必要な書類をよく確認してください。
- 受験上の配慮申請のために提出された書類は一切返却できません。

(1) 出願前に申請する方法 【受付期間 8月1日（木）～9月27日（金）（消印有効）】

- ① 出願前に申請する場合は、まず、市販の封筒（送り先住所が出願時とは異なりますので、受験案内に添付してある封筒は使用しないでください。）の表面に「受験上の配慮出願前申請」と朱書し、次のア及びイの書類を取りそろえて大学入試センター事業第1課（〒153 - 8501 東京都目黒区駒場2 - 19 - 23）に簡易書留郵便により送付（注1）してください。

【この冊子とじ込み】

ア 受験上の配慮申請書

イ 8～15ページの【ア】～【カ】の障害等に応じた医師の診断書等（注2）

- ② 受験上の配慮を出願前に申請しただけでは大学入試センター試験に出願をしたことにはなりません。

出願する場合には、必ず出願期間内（9月30日（月）～10月10日（木））に次のウ及びエの書類を取りそろえて、出願（注3）してください。

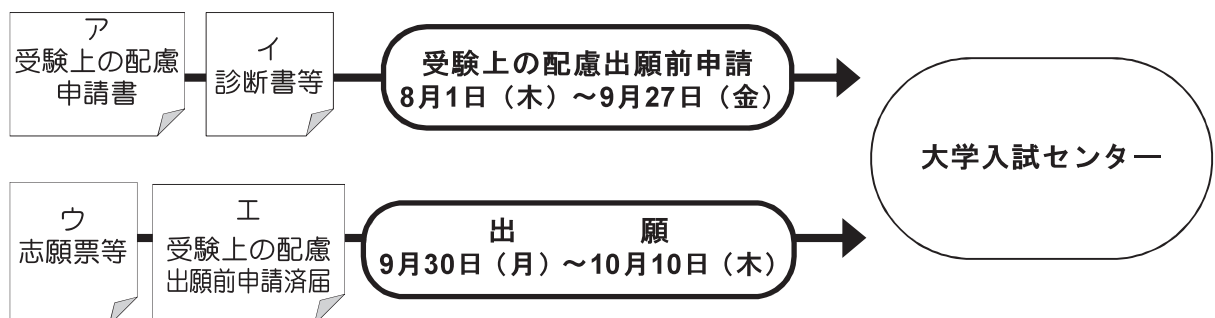
※ 出願前に申請をした場合でも、出願しないこともできます。出願がなかった場合には、出願後に行う受験上の配慮の申請に係る手続きは行いません。

【受験案内に添付】

ウ 志願票等の所定の書類

【この冊子とじ込み】

エ 受験上の配慮出願前申請済届



(2) 出願時に申請する方法 【受付期間 9月30日(月)～10月10日(木)(消印有効)】

出願時に申請する場合は、次のア～ウの書類を取りそろえて、出願期間内(9月30日(月)～10月10日(木))に出願(注3)してください。

【この冊子とじ込み】

ア 受験上の配慮申請書

イ 8～15ページの【ア】～【カ】の障害等に応じた医師の診断書等(注2)

【受験案内に添付】

ウ 志願票等の所定の書類



(注1) 申請書類の送付については、「高等学校(特別支援学校の高等部を含む。)又は中等教育学校の卒業見込みの者」(以下「卒業見込者」という。)は、在学している学校で取りまとめても、個人で直接大学入試センターに郵送してもどちらでも構いません。

(注2) 医師の診断書には、希望する全ての受験上の配慮事項について、それぞれ必要とする具体的な理由を、医師に必ず記入してもらってください。

また、医師の診断書や状況報告書等以外にも、障害等の程度や希望する配慮によっては、十分な審査を行うため、大学入試センターから追加で書類等の提出を求める場合があります。

この場合、「受験上の配慮事項審査結果通知書」の到着が遅れることがあります。

(注3) 出願書類について、「卒業見込者」は、在学している学校に提出してください。

(3) 個人情報の取扱いについて

提出書類及び個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「独立行政法人大学入試センター保有個人情報の適切な管理のための措置に関する規則」に基づいて、適切に取り扱います。詳しくは、受験案内54ページを参照してください。

3 受験上の配慮事項の決定

受験上の配慮を希望する志願者に対しては、申請に基づき、大学入試センターで審査の上、受験上の配慮事項を決定します。決定に当たっては、個々の症状や状態等を総合的に判断します。